

次期富津市地域公共交通計画策定に向けた調査・分析等業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

本業務は、令和5年3月に富津市が策定した富津市地域公共交通計画をアップデートし、令和10年度以降の地域公共交通のマスタープランとなる次期富津市地域公共交通計画の令和9年度策定に向けて、市内の公共交通の現状、市民や利用者のニーズ等を調査・分析し、問題・課題の整理等を行うことを目的とする。

2 概要

- (1) 件名 次期富津市地域公共交通計画策定に向けた調査・分析等業務委託
- (2) 場所 富津市地域公共交通会議事務局（富津市下飯野2443番地）
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで
- (4) 業務概要 別添「次期富津市地域公共交通計画策定に向けた調査・分析等業務委託仕様書」による。
- (5) 提案上限額 13,061,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
※上限額を超える提案は失格とする。

3 参加資格

(1) 基本事項

次のいずれの項目も満たすものとする。

- ア 富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていること。
- イ 本公告の日から提案採用者決定日までの間に、富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有し、次の各号のいずれにも該当しない者
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

- (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- エ 個人又は法人若しくは団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 個別事項

次のいずれの項目も満たすものとする。

- ア 過去5年度以内（令和3年4月以降）に本件業務と同種の業務及び同種計画の策定支援等業務を元請として受注した契約実績を有する者であること。
- イ 過去5年度以内（令和3年4月以降）に本件業務と同種の業務及び同種計画の策定支援等業務に従事経験がある技術者を配置できる者であること。
- ウ 富津市地域公共交通会議が作成した仕様書の内容を十分に理解し、その内容に即した提案が可能であること。

4 実施スケジュール、受付場所等

内容		日程
参加表明	申請書様式等の配布期間	令和8年5月28日（木）から 令和8年6月9日（火）まで
	参加表明書受付期限	令和8年6月10日（水）
	選定・非選定通知書の送付	令和8年6月19日（金）
技術提案	質問書の受付期間	令和8年6月19日（金）から 令和8年6月26日（金）まで
	質問書の回答	令和8年7月1日（水）
	技術提案書の受付期間	令和8年7月1日（水）から 令和8年7月13日（月）正午まで
	プレゼンテーション及び提案採用者決定	【プレゼンテーション】 令和8年7月下旬（別途通知する。） 【提案採用者決定通知】 令和8年7月22日（水）

※受付場所等：持参・郵送の場合…〒293-8506 富津市下飯野2443番地 富津市地域公共交通会議事務局(企画政策部企画課)
電子メールの場合…下記11に記載するメールアドレス宛てに送付

5 提案方法等

(1) 申請書様式の配布

ア 配布期間 令和8年5月28日から令和8年6月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

配布時間は、午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 富津市地域公共交通会議事務局（企画政策部企画課）
申請書様式は、富津市ホームページからも入手可能

(2) 参加表明書の提出

以下の書類を1部、持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

ア 参加表明書兼参加資格確認申請書（別記第3号様式）

イ 3(2)の個別事項に記載したものを確認できるもの又はその写し
以下の書類を添付すること。

会社概要（第3号様式の1。パンフレット等の使用も可とする。）

業務実績一覧（第3号様式の2）

配置予定技術者の経歴書（第3号様式の3）

(3) 参加資格確認結果の通知

参加表明書提出者全員に対し、書面により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にて技術提案書の提出方法及びプレゼンテーションの日程を通知する。

(4) 質疑応答

ア 質問書の受付

質問書受付期間中に、質問書をFAX又は電子メールで提出すること。

イ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、質問書の回答日までに富津市ホームページに掲載する。

(5) 審査結果通知書の送付

プレゼンテーション参加者全員に対し、書面により通知する。

6 参加者が一者又はない場合の取扱い

参加表明者又はプレゼンテーション参加者が一者となった場合、当該一者でプレゼンテーションを実施する。また、参加表明者がいない場合又は辞退等によりプレゼンテーション参加者がいない場合は、中止とする。

7 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、次のとおりとする。

評価項目		評価基準
業務体制評価	会社業務実績	① 過去5年度以内(令和3年4月以降)に本件業務と同種の業務及び同種計画の策定支援等業務の受託実績は十分か。
	業務実施体制	② 本件業務について、配置予定技術者が有する資格及びその専門分野の内容が適合し、並びに十分な業務実施体制が確保されているか。 i) 管理技術者 ii) 照査技術者
企画提案評価	業務に対する考え方	③ 本件業務の背景や目的を十分に理解した提案になっているか。
	業務内容	④ 次期計画策定に必要な情報を把握するための調査方法について、有効かつ具体的な提案がされているか。 ⑤ 次期計画策定に必要な客観的な指標等を設定するための、調査結果の分析方法が具体的に示されているか。
	業務工程	⑥ 業務工程に無理がなく、作業手順は効率的なものか。
	プレゼンテーション	⑦ 資料が分かりやすく、説明が論理的であるか。業務遂行に対する意欲や積極性が感じられるか。
価格提案評価		⑧ 積算根拠が明確か。提案価格が低いかな。

※同種の業務…地域公共交通網形成計画又は地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画等」という。）の策定に向けた調査・分析等の業務
同種計画……地域公共交通計画等

8 結果の公表

契約締結後、以下の内容を富津市ホームページで公表する。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 履行期間
- (3) 提案採用者を特定した日
- (4) 提案採用者の名称及び所在地
- (5) 提案採用者とした理由（審査結果等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

9 契約手続

- (1) 提案採用者を優先交渉権者とし、仕様書及び提案採用者の提案書等の記載事項を基本に協議が調ったときは、見積書を提出し、契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者と協議が調わない場合は、評価得点の高いものから順に協議を行うものとする。ただし、評価得点が最低基準点を下回るものを優先交渉権者とすることはできない。
- (3) 優先交渉権は、契約締結結果を富津市ホームページに公表することにより消滅する。

10 その他

(1) 辞退について

参加資格を有すると認められた者が技術提案書の提出を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日前日（休日の場合は、直前の開庁日）の午後4時までに辞退届を提出すること。

(2) 失格となる場合について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 契約締結までの間に参加資格を満たさなくなったとき。

イ 参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

ウ この要領に定める提出書類の提出方法その他の条件に適合していないもの

エ 審査の公平性を害する行為があったとき。

(3) 申請に関する経費について

書類の作成、提出及びプレゼンテーション等にかかる費用は、申請者の負担とする。

(4) 提出資料の取扱いについて

ア 提出資料は返却しない。

イ 提出後の資料の差し替え（修正を含む。）及び再提出については、一切認めない。

ウ 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

エ 提出資料及びその複製は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。

オ 契約履行過程で生じた製作物の著作権は、富津市地域公共交通会議に帰属する。

(5) 富津市地域公共交通会議が作成した仕様書の取扱い

技術提案書の作成のために受領した資料は、選定結果通知後、廃棄すること。

また、富津市地域公共交通会議の了承なく公表又は使用しないこと。

11 担当

〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地

富津市地域公共交通会議事務局（富津市企画政策部企画課内）

電話：0439-80-1229

F A X：0439-80-1350

E-mail：mb007@city.futtsu.chiba.jp